

## 地方分権改革に関する提案募集について

平成28年10月28日  
本 部 事 務 局

関西広域連合から提案を行った19項目のうち、「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」として区分された7項目について、所管府省の第2次回答（所管府省の第1次回答に対する提案団体の意見を踏まえたもの）が示されました。

### 1 所管府省の第2次回答の結果

#### ・第1次回答からの変更

現行制度で対応可能→提案を踏まえ対応等 1項目

回答結果	項目数	提案項目
提案を踏まえ対応等	2	①広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの見直し ②動物取扱責任者研修の見直し(研修回数等の義務付けの廃止等)
現行制度で対応可能	2	③地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設 ④関西広域連合への復興方針策定権限の付与
対応不可	3	⑤広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃 ⑥国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大 ⑦広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与
計	7	

※ 共同提案（29項目）における「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」13項目の第2次回答の結果は、「提案を踏まえ対応等」9項目、「現行制度で対応可能」1項目、「対応不可」3項目となっている。[別紙1](#)

### 2 所管府省の回答及び関西広域連合意見

#### ① 広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの見直し

第1次回答	関西広域連合については、2事業まで申請することができるとしており、その際、広域連合の申請事業数については、構成する各々の地方公共団体の申請事業数の「目安」の内数としてカウントはしない取扱いをしている。
連合意見	平成28年6月20日付け地方創生推進交付金に関するQ&Aの改正により承知しており、これまで関西広域連合が要望させていただいた内容に対して御配慮いただけたと考えている。
第2次回答	－（第1次回答で措置済み）

#### ② 動物取扱責任者研修の見直し(研修回数等の義務付けの廃止等)

第1次回答	研修内容については、現行制度において、一律に義務づけている項目はあるものの時間配分等を工夫すれば、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえた研修内容にアレンジすることは可能となっている。
連合意見	規則で研修内容を規定していることが地方分権の観点から問題があり、また、動物取扱責任者は、同じ要件に基づき選任される他資格者と比べ、毎年の研修が義務付けられるなど特に厳しく、地方自治体の負担も大きい。総務

	省の「規制の簡素合理化に関する調査結果に基づく勧告」や環境省の「動物の愛護管理のあり方検討小委員会」の指摘事項を踏まえ、研修の回数等の義務付けについて見直すべき。
第2次 回 答	来年度に自治体における動物取扱業者への監視指導の実態把握を実施し、動物取扱責任者研修や自治体における監視指導のあり方を検討する。また、都道府県等の意向調査を実施し、来年度研修資料を作成する方向で調整する。

### ③ 地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設

第1次 回 答	現行制度において、復興基本方針を作成する際には、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聴くことが義務付けられており、広域連合を含む被災地方公共団体の意向を反映させることのできる仕組みとなっている。
連 合 意 見	被災地・被災自治体の意向を反映させる仕組みとなっているということであれば、復興対策委員会の構成員として、「関係地方公共団体」に「被災自治体」が含まれることが明確に理解できるよう、法令上明言すべき。
第2次 回 答	「関係地方公共団体」は当然に被災自治体を念頭に置いたものであり、被災自治体が復興対策委員会の構成員となることは自明であるが、趣旨が明確になるよう改めて周知を図る。

### ④ 関西広域連合への復興方針策定権限の付与

第1次 回 答	国・都道府県・市町村それぞれの役割分担を規定した現行法の体系により、広域連合の区域内にある被災都道府県が策定する都道府県復興方針に、広域連合を構成する各県の意見を反映させることは可能である。
連 合 意 見	関西全体を見据えた復興の姿を迅速に示し、実現するためにも、広域調整機能を有し府県域を越えた広域課題に取り組む関西広域連合が、関西全体の復興方針を策定することに十分意味がある。
第2次 回 答	広域連合の区域に係る復興基本方針の策定に際しては、必要に応じ当該広域連合との適切な意見調整が図られるよう、法律の趣旨について改めて周知を図る。

### ⑤ 広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃

第1次 回 答	広域連合が規約の変更を行う場合、届出制では総務大臣が規約の内容の適法性・妥当性を判断できないこと、関係行政機関の長の協議を担保することができないこと、等から適切でないため、総務大臣による許可が必要
連 合 意 見	①広域連合の全構成団体の議決証明を提出することにより、適法な手続に基づく申請の確認は可能であること ②総務省との事前協議で法令に基づく国の関係行政機関の長の権限に属さないことが示された場合には、再度地方自治法第291条の3第2項の規定に基づく国の関係行政機関の長との協議を行う必要はないこと ③②の協議により、当該事務が自治事務に属するとなれば、地方自治法245条の3第5項により、国の行政機関の許可、認可又は承認以外の方法によってその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、許可等の国の関与ができないと解されること 以上の3点から、国の関係行政機関の長の権限に属さないことが明らかな自治事務については総務大臣の許可及び総務大臣と国の関係行政機関の長との協議は不要であり、届出で足りると考える。
第2次 回 答	総務大臣は、規約の内容の適法性だけでなくその妥当性も判断しており、当該許可の際に確認が必要となる事項は関係地方公共団体の議会の議

	決のみではない。また、関係行政機関の長への協議を経ずに、総務大臣が関係行政機関の長の権限に属さないことを判断することはできない。 総務省との事前協議はあくまで事実上の行為であり、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目の変更が関係行政機関の長の権限に属さないものであることを示すことはない。
--	---

#### ⑥ 国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大

第1次 回答	平成26年度に同様の提案があり最終的には閣議決定に至らなかった。その後の事情変更も認められないことから、本提案については、既に検討済みであると認識している。
連 合 意 見	国に移譲を要請する際には「条例による事務処理特例の制度」と同様に、国と広域連合の協議の場の設置を求める提案への回答を求める。
第2次 回答	要請の場合に、広域連合との協議が国に対して法律上義務付けられてはいないが、要請を受けた国において委任の可否について十分検討することが期待されている。

#### ⑦ 広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与

第1次 回答	災害救助法に基づく救助は、国の責任において都道府県知事が法定受託事務として実施。提案内容は法律の趣旨に反するため、対応することはできない。
連 合 意 見	被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、また、広域的な災害における地域バランスを考慮した一定の救助内容が確保されるよう、制度設計を見直すべき。
第2次 回答	法律の趣旨に反するため、対応することはできない。広域連合が事務的な窓口として、救助内容の調整や都道府県の特別基準を取りまとめて一括して国との協議を代行するなどにより、事務作業の簡素化が図られる。

### 3 今後のスケジュール

10月～11月中旬	内閣府と関係府省との最終調整
11月下旬	地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会において対応方針案を了承
12月中下旬	地方分権改革推進本部、閣議で対応方針決定

関西広域連合からの提案（19項目）の整理区分

区 分	提案項目
<p>内閣府と関係府省との間で調整を行う提案【7項目】</p>	<p>①広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの見直し                  ②動物取扱責任者研修の見直し(研修回数等の義務付けの廃止等)                  ③地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設                  ④関西広域連合への復興方針策定権限の付与                  ⑤広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃                  ⑥国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大                  ⑦広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与</p>
<p>関係府省における予算編成過程での検討を求める提案【1項目】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者の拡大支援（青年就農給付金の要件緩和）</li> </ul>
<p>提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案【10項目】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲</li> <li>・近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止</li> <li>・複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲</li> <li>・複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲</li> <li>・国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲</li> <li>・国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲</li> <li>・災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止</li> <li>・観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲</li> <li>・一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲</li> <li>・地域医療の推進（国等が保有する医療関連データの利用）</li> </ul>
<p>提案募集の対象外である提案【1項目】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合が「企業版ふるさと納税」の活用を可能とする制度改正</li> </ul>

## 共同提案の「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」（13 項目）の 所管府省の第 2 次回答結果

### 1 第 1 次回答からの変更

#### ○対応不可→提案を踏まえ対応等 3 項目

- ・マイナンバー制度における情報連携（庁外連携）に関する要件緩和（独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大）（京都府）
- ・幼保連携型認定こども園について、園庭にかかる施設基準及び面積に関する「従うべき基準」の参酌化（兵庫県）
- ・認定こども園の設備に関する基準の緩和（兵庫県）

### 2 第 2 次回答の結果

回答結果	項目数	提案項目（提案団体）
提案を踏まえ 対応等	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバー制度における情報連携（庁外連携）に関する要件緩和（法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して拡大）（京都府）</li> <li>・マイナンバー制度における情報連携（庁外連携）に関する要件緩和（独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大）（京都府）</li> <li>・地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールの見直し（京都府）</li> <li>・認定こども園（幼保連携型以外）の認定権限の中核市への移譲（大阪府）</li> <li>・認定こども園に関する情報提供等の権限移譲（大阪府）</li> <li>・地方公共団体が設置する施設に対し行われる障害福祉サービス等報酬における公立減算の廃止（兵庫県）</li> <li>・幼保連携型認定こども園について、園庭にかかる施設基準及び面積に関する「従うべき基準」の参酌化（兵庫県）</li> <li>・認定こども園の設備に関する基準の緩和（兵庫県）</li> <li>・就労継続支援 A 型事業における暫定支給決定を要しない場合の基準の明確化及び同事業における特定求職者雇用開発助成金の支給のあり方の見直し（鳥取県）</li> </ul>
現行対応 可能	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6次産業化教育推進のための「専門学科・科目の履修条件」の緩和（徳島県）</li> </ul>
対応不可	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金事務にかかるマイナンバーを利用する主体の拡大（兵庫県）</li> <li>・空家等対策の推進に関する特別措置法の対象の拡大（兵庫県）</li> <li>・広域連合規約の変更手続の弾力化（兵庫県）</li> </ul>
計	13	

## 関西広域連合からの提案の整理区分（共同提案分 29項目）

区 分	提案項目（提案団体）
内閣府と関係府省との間で調整を行う提案【13項目】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバー制度における情報連携（庁外連携）に関する要件緩和（法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して拡大）（京都府）<b>重点</b></li> <li>・地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールの見直し（京都府）</li> <li>・認定こども園（幼保連携型以外）の認定権限の中核市への移譲（大阪府）</li> <li>・認定こども園に関する情報提供等の権限移譲（大阪府）</li> <li>・地方公共団体が設置する施設に対し行われる障害福祉サービス等報酬における公立減算の廃止（兵庫県）</li> <li>・就労継続支援A型事業における暫定支給決定を要しない場合の基準の明確化及び同事業における特定求職者雇用開発助成金の支給のあり方の見直し（鳥取県）</li> <li>・6次産業化教育推進のための「専門学科・科目の履修条件」の緩和（徳島県）</li> <li>・マイナンバー制度における情報連携（庁外連携）に関する要件緩和（独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大）（京都府）<b>重点</b></li> <li>・幼保連携型認定こども園について、園庭にかかる施設基準及び面積に関する「従うべき基準」の参酌化（兵庫県）<b>重点</b></li> <li>・奨学金事務にかかるマイナンバーを利用する主体の拡大（兵庫県）<b>重点</b></li> <li>・認定こども園の設備に関する基準の緩和（兵庫県）<b>重点</b></li> <li>・空家等対策の推進に関する特別措置法の対象の拡大（兵庫県）</li> <li>・広域連合規約の変更手続の弾力化（兵庫県）</li> </ul>
関係府省における予算編成過程での検討を求める提案【7項目】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和（京都府）</li> <li>・総合特区推進調整費による支援期間の延長（京都府）</li> <li>・文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善（補助対象の拡大）（京都府）</li> <li>・総合特区推進調整費による支援期間の延長（大阪府）</li> <li>・保育体制強化事業の実施主体に関する要件緩和（兵庫県）</li> <li>・新規就農者の拡大支援（青年就農給付金準備型の要件緩和）（鳥取県）</li> <li>・新規就農者の拡大支援（青年就農給付金経営開始型の要件緩和）（鳥取県）</li> </ul>
提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案【6項目】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用（京都府）</li> <li>・地域医療介護総合確保基金【共通】の弾力的な運用（京都府）</li> <li>・麻薬小売業者間譲渡許可制度の廃止（大阪府）</li> <li>・農家レストランを農業用施設として農用地区内に設置できるよう要件緩和（兵庫県）</li> <li>・過疎地域自立促進方針を定める際の関係大臣への同意協議の廃止（兵庫県）</li> <li>・インクルーシブ教育の推進のための「学校施設環境改善交付金」の補助対象の見直し（徳島県）</li> </ul>
提案募集の対象外である提案【3項目】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し（京都府）</li> <li>・文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善（補助率引き上げ）（京都府）</li> <li>・史跡等の公有化、整備活用に対する財政措置の拡充（京都府）</li> </ul>

※ **重点**：重点事項（地方分権改革有識者会議の提案募集専門部会で調査・審議を行う提案）【5項目】